

「輸出入申告官署の自由化」制度の利用実態、 利用要因及び導入結果^{*1}

根岸辰太郎^{*2}

笹原 彰^{*3}

大塚 高規^{*4}

伊藤 史治^{*5}

要 約

2017年10月に財務省・税関が導入した「輸出入申告官署の自由化」制度（「自由化制度」）の利用実態、利用要因及び導入結果について、輸出入申告データを利用した統計的分析を試みた。まず、実態面として、2017年の導入以降、輸出と輸入両方において本制度の利用率は上昇しており、本制度の対象申告における利用率は、2017年10月以降の約4年間で、輸出において約27%ポイント、輸入において約18%ポイント上昇していた。また、輸出入申告の特性や時期により、利用率は顕著に変動した。次に、要因面に関して、当該利用率の変動には申告時の通関業者が大きく影響しており、貿易相手や品目の情報は利用率の変動をほとんど説明しないことがわかった。最後に、結果面について、自由化制度を利用する輸出入者は、輸出入申告や貨物の蔵置に利用する税関官署の数を半分以上減少させ、特に申告を行う官署の集約を図っていること及び、自由化制度の導入時期と整合的に通関業者営業所数が減少していることが確認され、自由化制度の通関業務集約効果が示唆された。

キーワード：輸出入申告データ、国際貿易、税関手続、貿易円滑化、AEO

JEL Classification：F14, F23, F68

*1 本稿は、財務総合政策研究所の職員が、財務省の行政目的の達成に資することを目的として、輸出入申告データを利用して実施した内部職員研究の研究成果である。内部職員研究の実施に当たっては、秘密の保護等の観点から、データの利用及び成果の公表等に関する所定の手続に従っている。また、本稿は2023年6月に公表した財務総合政策研究所リサーチ・ペーパー『「輸出入申告官署の自由化」制度の利用実態について』（23-RP-03）に一部分析等を追加し論文化したものである。本稿の見解は執筆者個人の責任において発表するものであり、財務省及び財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。本稿の作成に当たっては、安藤健太氏（財務総合政策研究所元主任研究官）、『フィナンシャル・レビュー』論文検討会議参加者各位、その他多くの関係者から大変貴重なご意見を賜った。ここに記して深く感謝の意を表したい。笹原はJSPS科研費若手研究：24K16371、同基盤研究B：21H00713の研究支援に感謝する。

*2 財務総合政策研究所客員研究員

*3 財務総合政策研究所客員研究官、慶應義塾大学経済学部准教授

*4 財務総合政策研究所客員研究員

*5 財務総合政策研究所客員研究員

I. はじめに

近年、日本の貿易をとりまく事情は大きく変化してきた。社会経済のグローバル化が進展し、平成の30年間で貿易額は約2.8倍、輸出入許可件数は約5.5倍となり、2022年には輸出許可件数は3,000万件、輸入許可件数は1億1,000万件に達している（財務省、2020a；財務省、2023）^{1), 2)}。このような状況の中、日本税関は、適正な通関を確保しつつ迅速な通関を図るための貿易円滑化に資する取組みをいくつも実施してきており、その最近の代表例が「輸出入申告官署の自由化」制度（以下、「自由化制度」という。）である。自由化制度の下では、税関の承認を受けた輸出入者と、認定を受けた通関業者を通じて輸出入を行う輸出入者が、貨物の蔵置場所を管轄する税関（以下、「蔵置税関」という。）とは異なる税関で輸出入申告ができるようになった³⁾。（以下、輸出入申告を行う税関官署を「申告官署」という。）

本研究の目的は、税関が保有する輸出入申告データを利用した統計的分析を通じて、自由化制度の利用実態の解明や、当該制度の利用要因及び導入後の影響に係る考察を行うことである。政府や業界団体が公表する情報を踏まえると、自由化制度は貿易実務に根付き堅実に利用されていると考えられる。制度導入後一定期間が経過し、利用実績が蓄積されたことを踏まえると、その利用状況に関して詳細な分析を行う

価値は大きく、自由化制度は研究の余地が大いにあるテーマであるといえる。

本稿における分析結果を以下に簡潔に要約する。第1に、自由化制度利用の実態面について、自由化制度対象申告における当該制度の利用率（自由化申告件数÷総申告件数。以下、「自由化率」という。）は、輸出において2017年から2021年の間に約19%から約46%にまで上昇していることがわかった。輸入についても、2017年時点では約12%であったものが2021年には約30%まで上昇していることがわかった⁴⁾。このように、自由化率は制度の導入以降堅調に上昇しており、蔵置官署とは別の官署に輸出入申告をすることのメリットを感じている通関業者や輸出入者が相当数存在することを示唆している。

第2に、自由化制度利用の要因面について深く理解するために、輸出入者（企業）、通関業者、税関、貿易相手、品目のうちどの要素が自由化率の変動を最も大きく説明するのかを回帰分析を用いて検証した。その結果、通関業者に係る変数が、サンプル内の自由化率の変動の約61%から約81%と大半を説明していた一方で、品目や貿易相手の情報は、それぞれ自由化率の変動の数%程度しか説明しないことが明らかになった。これらのことは、自由化制度の利用は品目や貿易相手ベースで決められておらず、多くは通関業者ベースで決定されることを示唆し

1) こうした貿易拡大の中、税関の役割も変化を求められてきた。関税等の徴収や不正薬物等の取締りを通じた貿易の秩序維持に加え、貿易、ひいては経済の健全な発展への貢献も税関の重要な使命となり、現在の税関は、「安心・安全な社会の実現」及び「適正かつ公平な関税等の徴収」に「貿易の円滑化」を加えた3つの使命を有している。

2) 輸出入申告の約99.9%は、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）により電子的に処理されている（税関（2024a））。

3) なお、「財務省貿易統計」には税関別のデータも掲載されているが、当該データは蔵置官署別の集計である。また、同統計のうち「積卸港別貿易額」は、税関別ではなく貨物が積卸された港（空港）別のデータである。

4) 申告全体の自由化率は、輸出は同期間に約13%から約31%まで上昇し、輸入は約5.5%から約7.9%まで上昇していることがわかった。

ている。

第3に、自由化制度導入の結果を明らかにするために、制度導入前後で輸出入者が利用する税関官署の数や通関業者営業所数がどのように変化したのかを検証した。分析の結果、自由化申告を利用している企業は利用する税関官署の数を半分以上減少させていることがわかった。さらに、蔵置官署よりも申告官署において減少率が大きく、申告官署の集約化を進めている輸出入者が多いことも示唆された。輸出入者が利用する申告官署・蔵置官署の集約化に反応してか、通関業者も2015年から2020年の期間に営業所数を全体で約4%減らしており、営業所数の減少の程度は、自由化制度導入と同時期の2017年10月以降特に大きくなったことが定量的な分析から明らかになった。

本稿は、税関の貿易円滑化施策や通関業者の存在が実際に国際貿易に与える影響を検証した一連の研究と関連している。例えば、Wilson et al. (2003, 2005) は、税関に係る状況が良いことが統計的に有意に貿易を伸張させることを確認している⁵⁾。この他、Fernandes et al. (2016) では、セルビアにおける通関制度の変更（コンプライアンスの優れた企業が、税関官署へ貨物を運び込むことなく、自社倉庫で輸入手続きを完了することを可能とする政策変更）により、通関所要時間に係る不確実性の低減につながったことを示唆している。Medin (2021) は、ノルウェーの製造業者の貿易取引データを用いて、少額の貿易取引を行う輸出入者ほど通関業者を利用する傾向にあることを示し、通関業者の存在が貿易の促進につながると述べている。このように、通関制度の変更や通関業者の存在が国際貿易に与える影響は検証されているものの、先行研究は未だ限定的であると言える。本稿は、日本の通関制度の変更、とくに自由化制度の導入に焦点を当て、これらの一連の研究の新たなケース・スタディと言える。

また、後述するように、自由化制度の利用においては通関業者が果たす役割が大きいことから、本稿は通関業者が貿易を促進していることを新たな切り口から示した研究と言える。

これまでに行われた自由化制度に関する研究として、松本・長谷川 (2022) があり、自由化制度の利用企業の割合、利用目的、利用コストについてのアンケート調査の結果を分析している。そして、同制度を活用することで事業の合理化に取り組んでいる企業が多いこと等が示されている。これに対して、本研究は既存のアンケート調査による結果に関して、輸出入申告データを用いて定量的にも確認できるかどうかを検証する補完的研究と位置付けられる。輸出入申告データを活用した税関行政分野の統計的分析として本研究を行うことは、日本を含む各国の税関当局における今後の施策検討に資する知見の提供につながるとともに、国際貿易の分野における輸出入申告データを活用した研究としての学術的貢献も有するため、大きな意義があると考ええる。

本稿の構成は次の通りである。次節では、本研究の分析対象である自由化制度について導入の経緯や概要をまとめる。第Ⅲ節では、本研究で用いた輸出入申告データについて説明する。第Ⅳ節は自由化制度の利用実態を明らかにし、第Ⅴ節では利用要因を検証し、第Ⅵ節では導入結果に焦点を当てた分析を行う。第Ⅶ節で結論を述べる。

5) Wilson et al. (2003, 2005) は、港湾の効率性 (port efficiency)、税関に係る状況 (customs environment)、規制に係る状況 (regulatory environment)、通信や金融等サービス部門におけるインフラの整備状況 (e-business usage) の4つについて、貿易円滑化効果を測るために指標化し、貿易における重力モデルを用いて、各指標が貿易額に与える影響を推定している。

Ⅱ. 「輸出入申告官署の自由化」制度について

本節では、本研究の分析対象である自由化制度について、導入経緯や制度の概要、とりまぐ状況、諸外国における類似制度を紹介する。

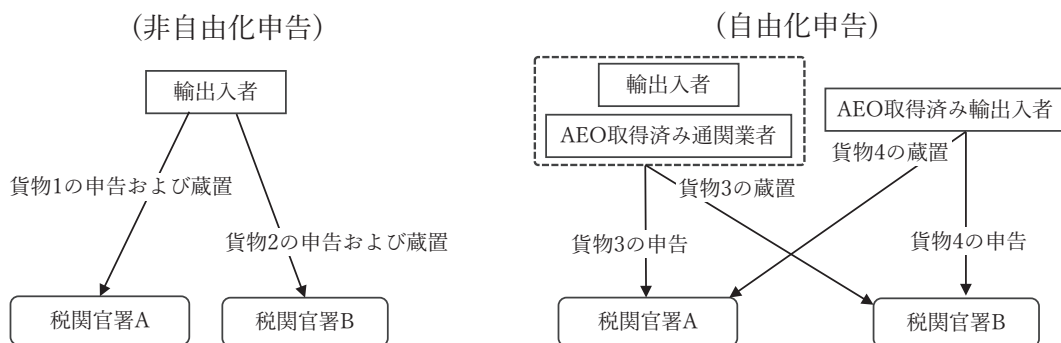
Ⅱ－１. 自由化制度の導入経緯及び概要

日本で貨物を輸出または輸入する際の税関への輸出入申告は、かねてより、蔵置官署に対して行うことが原則とされてきた。蔵置官署の職員が輸出入申告から許可に至る一連の手続（書類の審査及び貨物の検査）を一貫して行うことで、不正輸出入の疑義がある貨物への迅速な対応や、効果的・効率的な審査・検査の確保が可能となるとされていた。一方で、輸出入者や通関業者等の貿易に関連する事業者（以下、「貿易関連事業者」という。）の利便性の観点から考えると、蔵置官署以外の税関官署（以下、「非蔵置官署」という。）にも輸出入申告を行うことが可能となれば、輸出入申告時の官署の選択肢が広がり、貿易関連事業者にとってサプライチェーンネットワーク及び業務の効率化並びに

コストの削減につなげることが可能となると考えられる。

こうした議論の結果、輸出入業務を適正に行う能力を有すること等を要件に税関の承認・認定を受けた業者である AEO（Authorized Economic Operator）事業者のうち、AEO 輸出入者及び AEO 通関業者に限って、申告官署の選択に柔軟性を与える自由化制度が 2017 年 10 月 8 日より導入されることとなった⁶⁾。図 1 に示されているように、非自由化申告（自由化制度を使わない通常の申告）の場合、貨物の輸出入申告と蔵置を同一の税関官署に行わなければならない。一方で、自由化申告を利用する場合、「AEO 取得済みの輸出入者」または「AEO 取得済みの通関業者を通じて通関手続きを行う輸出入者」は、貨物の輸出入の申告と蔵置を別々の官署で行うことができる。申告官署と蔵置官署を分けることができるようになることで、貿易関連事業者が負担する通関業務が軽減され、さらに業務を効率化できると考えられる。

図 1 自由化制度の概要



〔出所〕 関税・外国為替等審議会関税分科会における財務省説明資料（財務省、2020b、25 頁）を基に筆者作成

〔注〕 自由化申告においては従来通りの蔵置官署への申告も選択可能である。

6) 税関（2024b）によれば、2024 年 12 月 18 日現在、AEO 輸出者は 231 者、AEO 輸入者は 104 者、AEO 通関業者は 263 者存在する。

Ⅱ－２．自由化制度をとりまく状況

2024年現在、自由化制度の導入後7年以上が経過しており、この間の利用実態に関しては、政府や業界団体の公表資料からその一端を垣間見ることができる。例えば、2020年10月23日の関税・外国為替等審議会関税分科会における財務省説明資料（財務省、2020b）では、自由化制度は税関側及び事業者側の双方において順調に利用されており、2019年における自由化率は約13%であったとされている（25頁）。また、前述の松本・長谷川（2022）によると、AEO通関業者の約84%が自由化制度を利用していると回答し（141頁）、さらに、AEO通関業者の数が自由化制度開始後に大きく増加していると指摘している（134頁）。

このように、自由化申告が利用可能になったことは、AEO制度にポジティブな影響を与えているといえる。加えて、一般社団法人日本通関業連合会（2020）によれば、2020年に同団体が通関業者に対して行ったアンケート調査でも、AEO通関業者の80%が自由化制度を利用していると回答しており（4頁）、主な利用目的として、申告官署の集約や非蔵置官署の利用を通じた業務の効率化・コストの削減が挙げられている（6-7頁）。

Ⅱ－３．外国における類似制度

諸外国における自由化制度の類似の取組みとして、EUの例を紹介する。EUにおいて、貨物の通関は原則貨物の所在地を所管する税関で行われるが、近年、貨物の所在地にかかわらず、事業者の設立場所を所管する税関において貨物の通関が可能となる「中央一括通関」（Centralised Clearance）制度の導入に向けた準備が進められている（日本貿易振興機構、2017、16-17頁）⁷⁾。本制度を利用した手続簡素化の優遇を受けるためには、EU当局よりAEOの認定を得ることが要件となっており、本制度は、税関当局の許可を得た事業者について貨物の所在地以外の税関に申告を行うことを可能とする、日本の自由化制度に類似した貿易円滑化の取組みと考えられる。

日本税関の自由化制度の利用実態に関する分析結果は、このような外国当局における類似制度の評価にも活用できるため、本研究で得られる知見は十分な外挿性を有すると考えられる。また、将来外国当局が類似制度の導入を検討する際、貴重な実証データを提供できるという点も、本研究の価値である。

Ⅲ．データ

本研究では、輸出入申告等に基づき税関が保有する輸出入申告データ、具体的には2014年1月1日から2021年12月31日までの計8年間の一般輸出入申告及びマニフェスト輸出入申告に関するデータを用いた⁸⁾。データのイメージを図2に示す。本図の通り、輸出入申告デー

タには、個々の輸出入申告における輸出入者や貿易相手、貨物の価格や品名等の情報が含まれているところ、本稿の作成にあたっては、秘密の保持や税関行政の執行への影響に十分配慮した。輸出入申告データに含まれるデータ項目は多種多様であるが、本研究ではそのうち、自由

7) 2024年12月現在、2025年6月までに行うとされている完全導入に向けた、第一フェーズを実施中である（European Union, 2023）。

8) マニフェスト申告とは、航空貨物のうち混載貨物運送状に基づく貨物であって、個々の貨物の価格が一定額以下（輸入：1万円以下、輸出：20万円以下）等の条件を満たすものに利用可能な、申告項目を簡素化した輸出入申告手続である。

図2 研究で用いた輸出入申告データのイメージ（輸入申告の例）

輸入申告番号	申告申請年月日	仕出人名	輸出入者番号	輸出入者英字名	NACCS 品目コード	インボイス 価格	インボイス 通関コード	運賃	関税課税 標準額	関税額	関税課税 標準数量	関税課税 標準単位
12345678900	2014/01/01	INTERNATIONAL LIMITED	1234567890123-9000	SOY SAUCE ZAIMUSOKEN CO., LTD	2103100005	200,000	JPY	50,000	250,000	18,000	2,000	KG
23456789010	2016/05/15	KAWARA S.A.	2345678901234-0000	KANZEIKYOKU CO., LTD	6905100005	2,000	USD	500	273,750	5,475	5	MT
34567890120	2020/12/31	BALL LLP	3456789012345-0000	SMART ZAIKAN LLC	9506320003	2,000	EUR	500	324,550	0	2,500	NO

（出所）輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議における財務省説明資料（財務省，2021，12 頁）を基に筆者作成
（注）仕出人や輸出入者を含む記載の情報は架空のものであり，実在しない。

表1 分析に利用した主な輸出入申告データのデータ項目とその利用目的

	データ項目の名称	利用目的
輸出・ 輸入 共通	輸出入者番号	申告情報を輸出入者毎に把握
	システム区分	貨物の輸送形態（航空貨物か海上貨物か）を把握
	申告税関官署コード	申告した税関官署を把握
	蔵置税関官署コード	貨物を蔵置した税関官署を把握
	自由化表示	自由化申告か否かを把握
	欄番号 ^(注1)	申告ベースのデータセットを作成
輸出 のみ	輸出申告年月日 ^(注2)	輸出申告した日を把握
	申告価格合計	輸出貨物の申告価格を把握
	申告時通関業者コード	輸出申告時に利用した通関業者を把握
	仕向国コード	輸出貨物の仕向国を把握
輸入 のみ	申告申請年月日	輸入申告した日を把握
	関税課税標準額計 ^(注3)	輸入貨物の申告価格を把握
	通関業者コード	輸入申告時に利用した通関業者を把握
	積出地コード	輸入貨物の積出国を把握
	代表税番 ^(注4)	輸入貨物の品目分類（HSコード）を把握

(出所) 輸出入申告データを元に筆者作成

(注1) マニフェスト輸出入申告データには存在しない項目。

(注2) マニフェスト輸出申告データにおける名称は「申告年月日」。

(注3) マニフェスト輸入申告データにおける名称は「課税標準額合計」。

(注4) マニフェスト輸入申告データには存在しない項目。一の申告に含まれる品目のうち、課税価格が一番高いHSコード（4桁）。

化申告の特定に加え、輸出入貨物や税関官署等の申告情報の把握に必要なデータ項目を用い

た⁹⁾。利用した主なデータ項目とその利用目的を表1にまとめる。

Ⅳ. 自由化制度の利用実態に関する分析

本節では、自由化制度の詳細な利用実態を把握するため、利用の指標として自由化率に着目し、輸出と輸入それぞれについて、様々な角度から自由化率の推移を確認した。

Ⅳ－1. 自由化率の推移

2017年10月8日（自由化制度の開始日）から2021年12月31日までの一般輸出入申告データ及びマニフェスト輸出入申告データを用

い、輸出と輸入それぞれについて申告単位のデータセットを作成した。データ項目「自由化表示」により自由化申告と非自由化申告を区別し、四半期毎の自由化率を算出した上で、期間中の推移をグラフ化した。

輸出入申告全体の自由化率を示した図3の左のグラフによると、輸出と輸入どちらも増加傾向にあるが、輸出は制度導入後約4年で約18%ポイント上昇（約13%から約31%まで）

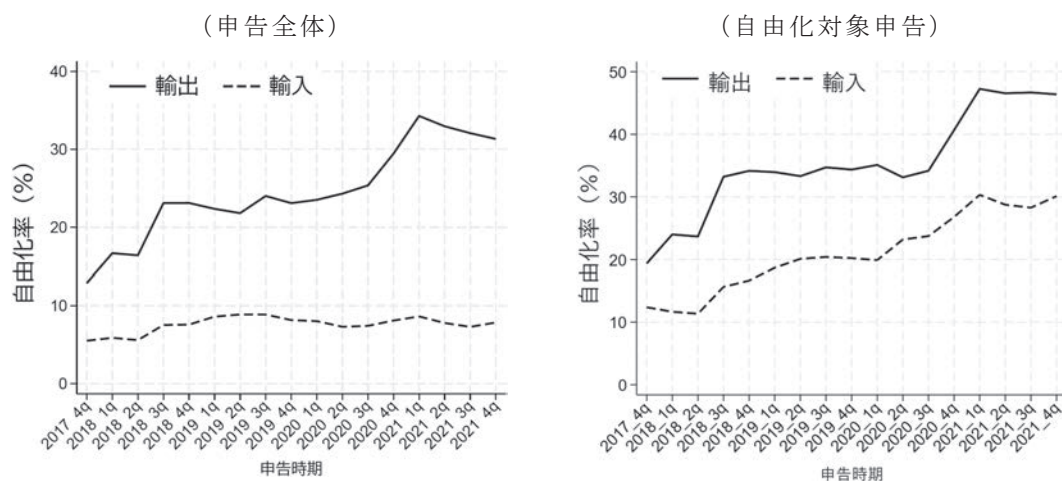
9) 輸出入申告データに含まれるデータ項目の詳細については、財務省（2024）の「3. 利用可能なデータの内容」参照。

したのに対し、輸入の上昇は約2%ポイント（約5.5%から約7.9%まで）と小さかった。また、期間を通じて自由化率は輸出が輸入よりも高く、全期での自由化率は輸入が約7.7%であるのに対し輸出は約25.3%と約3倍であった。

また、自由化制度の利用有無の判断は申告毎に行うことになるが、輸出入者と通関業者のどちらも AEO を取得していない申告の場合、自由化制度は利用できない。このような、そもそも自由化制度の利用が不可能な申告の影響を排除するため、AEO 輸出入者または AEO 通関業者による申告（以下、「自由化対象申告」という。）に限定した自由化率の推移についても、同様にグラフ化した。自由化対象申告に限定した自由化率の推移を示した図3の右のグラフから、輸入における自由化率が顕著に上昇していることがわかる¹⁰⁾。具体的には、2017年から2021年の間に、輸出における自由化率が約19%から約46%まで上昇し、輸入における自由化率も約12%から約30%まで大きく上昇した。また、サンプル期間全体での自由化率の平均値は、輸入が約21.9%であるのに対し輸出は約36.4%（輸入の約1.7倍）であった。

図3から、輸出と輸入どちらについても自由化率は堅調に上昇しており、自由化制度の普及をうかがい知ることができる。これは、一部の輸出入申告において、申告官署と蔵置官署を分けることのメリットを感じている貿易関連事業者が相当数存在することを示唆している。輸入については申告全体を見ると自由化率の上昇は抑制的である一方、自由化対象申告に限ると自由化率の上昇が顕著であることから、輸入において自由化制度が使われていないのではなく、輸入には自由化制度を利用できない申告、つまり輸入者及び通関業者のどちらも AEO を取得していない申告が多く存在し、申告全体の自由化率を下振れさせていたと考えられる。近年、越境電子商取引の拡大に伴い通販貨物の輸入が急増しているが（税関、2024c）、当該輸入行動は AEO を取得していない一般の消費者でもインターネットを通じて簡単に行うことができ、結果、輸入において自由化制度を利用できない申告が多くなっていたのではないかと考えられる。また、自由化率は輸入よりも輸出の方が高かったが、この理由としては、上述の輸入における自由化率の下振れに加え、輸出申告時には輸入申告時と

図3 自由化率の推移



(出所) 輸出入申告データを基に筆者作成

10) 期間全体でカウントとした場合、自由化対象申告は申告全体の約35.2%であった。

異なり関税等の納付手続きがないため、貿易関連事業者にとって申告官署と蔵置官署を切り離れた業務が実施し易いことが考えられる。

Ⅳ－２．カテゴリー別の自由化率

輸出入時に自由化制度を利用するか否かの判断には、輸出入を行う者や輸出入する品目等、輸出入申告の特性が影響を与えている可能性がある。このような可能性も踏まえた自由化率の推移を確認するため、輸出入申告を、「Who（誰が）」、「Whom（誰と）」、「When（いつ）」、「Where（どこで）」、「What（何を）」、「How（どうやって）」という6つの情報に大別し、各情報における代表的な輸出入申告の特性に関して、表2の通りカテゴリー分けを行った上で、四半期毎の自由化率の推移を把握した¹¹⁾。

申告の特性に着目した、カテゴリー別の自由化率（件数ベース）の推移を図4（輸出）及び図5（輸入）に示した。全体としてカテゴリー

毎に自由化率の大小や推移の状況は異なることが確認できた。①について、製造業に分類される輸出入者の自由化率は、他の業態に比べ高く、また2018年から2021年で自由化率は大きく上昇していた。②の輸出先に着目すると、アフリカ向けの輸出入申告については2018年から2021年にかけて自由化率の上昇が見られず、③の申告税関の所在地は、関東や中部、関西等の「自由化率の高い地域」と北海道や中国、四国地方等の「自由化率の低い地域」に大別されたが、輸入においては特に近年、輸出に比べより全国的に自由化制度が使われていた。④について、輸出において申告単価と自由化率には正の相関が視覚的に確認できた一方で、輸入は申告単価の最も小さいカテゴリーにおいて高い自由化率となる等、輸出とは異なる傾向であった。また、⑤の輸送形態に関して、海上貨物の自由化率は2018年と2021年ではほぼ横ばい（輸出）または減少（輸入）であった一方、航空貨物の

表2 輸出入申告の特性に係るカテゴリー分類

情報	輸出入申告の特性	カテゴリー分けの手法
Who	① 輸出入者の業態	輸出入者を、「製造業」、「卸小売業」、「その他」の3つに分類した。その際、輸出入申告データと経済産業省企業活動基本調査の調査票情報（「企活データ」）を接合し、企活データに含まれる産業分類情報を用いた ^(注1) 。
Whom	② 貿易相手の地域	貿易相手国・地域を、貿易統計における地理圏の分類表（税関、2024d）を用い、「アジア」、「中東」、「中東欧・ロシア等」、「西欧」、「北米」、「中南米」、「アフリカ」、「大洋州」の8つに分類した。
When		2018年及び2021年の自由化率を比較することで、推移を確認した。
Where	③ 申告税関の所在地	申告税関を、その住所情報から「北海道」、「東北」、「関東」、「中部」、「関西」、「中国」、「四国」、「九州・沖縄」の8つに分類した。
What	④ 申告単価	申告価格と貨物重量からKG単価を計算し、単価の大小を5段階に分類した ^(注2) 。
	⑤ 輸送形態	該当するデータ項目を用い、「海上貨物」、「航空貨物」の2つに分類した。
How	⑥ 申告形態	該当するデータ項目を用い、「一般申告」、「マニフェスト申告」の2つに分類した。

（出所）輸出入申告データを元に筆者作成

（注1）輸出入申告データと企活データの接合については、伊藤ら（2023）補論Bの手法を用いた。

（注2）マニフェスト申告等、品目分類（HSコード）の情報が含まれていない申告が多く存在するところ、サンプル数の大幅な減少を避けるため、単価を品目の特性の代替変数とした。

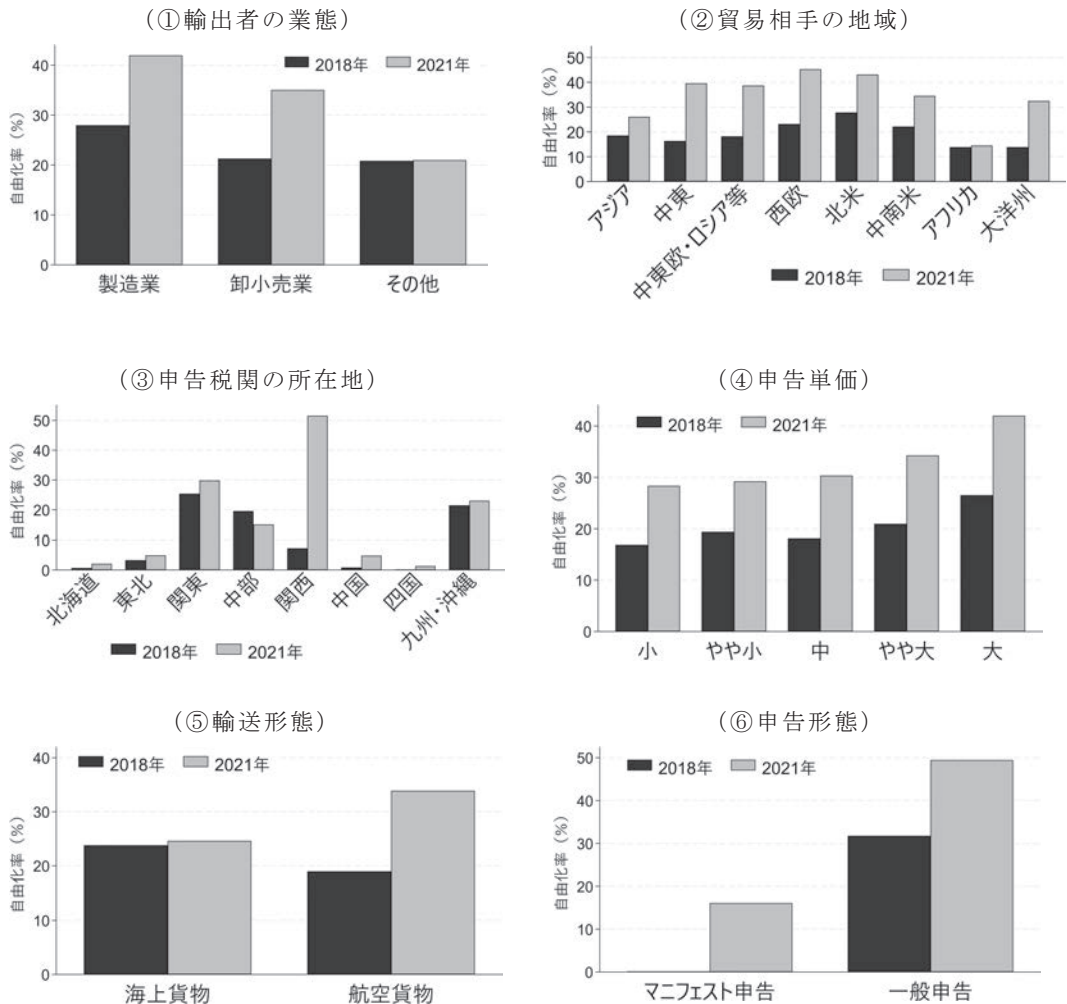
11) カテゴリー分けにおいては、必要に応じ外部データを用いつつ、グラフを用いた視覚的な推移の確認が可能となるよう留意した。

自由化率は2018年から2021年にかけ上昇しており、⑥の申告形態に関して、マニフェスト申告の自由化率は一般申告に比べ大幅に低かった。

カテゴリー別の分析結果を踏まえると、輸出入申告の特性により自由化制度の使われ易さが異なると考えられる。特に、2018年においては、マニフェスト申告で自由化制度はほとんど使われておらず、自由化制度に関して詳細な分析を行う際は、この点留意する必要があるだろう。また、航空貨物と海上貨物で自由化率の推移に大きな

違いがあることは興味深いポイントであり、申告全体で確認できた自由化率の上昇は、航空貨物の申告における自由化制度の利用増加に起因していると考えられる一方、海上貨物の輸出では制度導入当初から25%程度の自由化制度利用ニーズがあり、当該割合は2018年と2021年でほとんど変わっていないことがわかる。後者について、輸出者の出入りがあるため一概には言えない部分はあるものの、コンテナ船による大量一括輸送を基本とする海上貨物、特にその

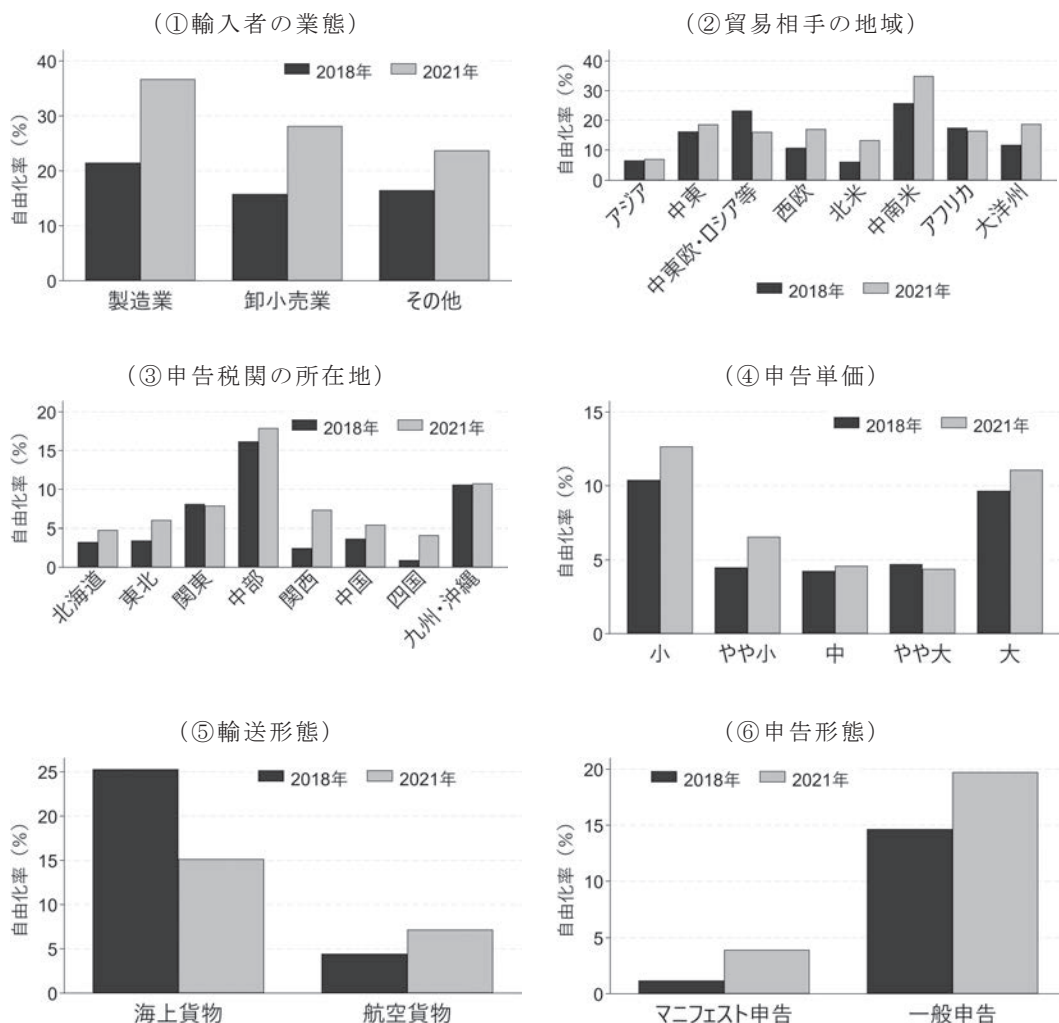
図4 カテゴリー別自由化率の推移，輸出



(出所) 輸出入申告データを基に筆者作成

(注) ①～⑥の番号付けは表2に準ずる。

図5 カテゴリー別自由化率の推移、輸入



(出所) 輸出入申告データを基に筆者作成

(注) ①～⑥の番号付けは表2に準ずる。

うち日本からの輸出貨物については、その性質から航空貨物に比べると輸送ルートや貨物の内容が固定化され易く、その結果自由化申告の利用ニーズの変化が乏しかったのではないかと、いう解釈が考えられ、これは輸出における申告税関の所在地別の分析において、関東や関西等大規模な国際空港を有する地域の自由化率が高かった一方で、海港をメインとする地域の自由化率が低かった事実と整合的である。

本分析は、自由化率の利用実態を概観することを目的として、自由化率の推移をグラフにより視覚的に表したものであり、着目した各特性以外の要因による交絡の影響を排除できていないことに留意が必要である。申告単価と自由化率には、輸出において正の相関が見られた(図4の④)一方で、輸入においては正の相関は見られなかった(図5の④)点を含め、自由化率の大小に影響する要因を精緻に把握するために

は、回帰分析等の手法を用いたより深度ある分析を行う必要があろう。

V. 自由化制度の利用要因に関する分析

前節の結果から、自由化制度の利用は制度導入以降広まっているものの、輸出入者や申告税関、輸送形態等、輸出入申告の特性によりその利用され易さは異なると考えられ、本制度の利用背景を明らかにするためには、この点を詳細に分析することが必要であることがわかった。そこで本節では、Coşar and Demir (2018) の手法に倣った回帰分析の手法を用い、自由化制度利用に大きな影響のある因子の特定を行った¹²⁾。

具体的には、まず、前節表2にて整理した輸出入申告の情報を踏まえ、申告単位のパネルデータセットについて、輸出者（輸入者）、通関業者、税関、貿易相手、品目の5つの変数を作成した。ここでは、前節の結果を踏まえ、「When（いつ）」については自由化率が輸出入ともにある程度定常的な2019年に限定するとともに、自由化率が極めて低いマニフェスト申告は分析対象から除外した。また、通関業者は営業所単位、税関は申告税関の官署単位、貿易相手は貿易相手国・地域に輸送形態（海上貨物または航空貨物）を組合せた変数とし、品目は申告単価（KG単価）を機械的にカテゴリー化し変数とした¹³⁾。そして、変数の組合せ毎に輸出の自由化率：

$$JiyukaRate_{ijklm}^{EX} = \frac{Export_{ijklm}^{Jiyuka}}{Export_{ijklm}} \quad (1)$$

を算出した。ただし、 $Export_{ijklm}$ は輸出者 i が通関業者 j を通じて税関 k に申告し貿易相手 l に輸出した品目 m の輸出件数で、 $Export_{ijklm}^{Jiyuka}$ は同様の輸出のうち自由化制度を用いた件数である。 $Export_{ijklm}^{Jiyuka} \leq Export_{ijklm}$ であるので、 $0 \leq JiyukaRate_{ijklm}^{EX} \leq 1$ である。輸入についても同様に、自由化率：

$$JiyukaRate_{ijklm}^{IM} = \frac{Import_{ijklm}^{Jiyuka}}{Import_{ijklm}} \quad (2)$$

を算出した。（ここで i は輸出者ではなく輸入者である。）

その上で、自由化率を各変数または変数ペアの固定効果で回帰し、自由度調整済み決定係数（以下、「決定係数」という。）の値を比較することで、各変数またはその組合せによる自由化率のばらつきの説明力、つまりは自由化制度の利用への影響を数値化した。例えば、各変数の影響について、以下の固定効果モデルにより推定する。

$$JiyukaRate_{ijklm}^n = \alpha + \mu_i + \varepsilon_{ijklm} \quad (3)$$

12) Coşar and Demir (2018) は、コンテナ輸送を選択する傾向と貨物の特徴がどのように関連しているのかを調べるために、企業、品目、相手国、港、そしてこれらの変数のコンビネーションを用いて本節における分析と同様の分析を行っている。

13) 通関業者の変数について、例えば、同じ「A 通関業者」でも、「A 通関業者東京営業所」と「A 通関業者大阪営業所」は区別される。また、税関の変数について、例えば、同じ「東京税関」でも、「東京税関本関」と「東京税関成田航空貨物出張所」は区別される。さらに、品目の変数については、品目分類（HSコード）の情報が含まれていない申告によるサンプル数の減少を避けるため、単価を品目の特性の代替変数とした。結果、輸出は全体の約95%、輸入は約99%の申告（件数ベース）が、分析対象となった。なお、本節においてはHSコードの情報を使用した追加分析も実施した。

ただし $n=EX$ または IM で、 μ_i は輸出者（輸入者）の固定効果である。そして決定係数を基に、自由化制度の利用に対する輸出者（輸入者）の影響を見る。さらに、変数ペアの影響について、例えば以下の固定効果モデルにより推定する。

$$JiyukaRate_{ijklm}^n = \beta + \mu_{jk} + \varepsilon_{ijklm} \quad (4)$$

ただし μ_{jk} は通関業者・税関ペアの固定効果である。(4) 式を推定することで得られる決定係数から、通関業者及び税関（申告税関）の組合せによる自由化制度の利用に対する影響度合いを把握した¹⁴⁾。

分析結果を表3に示している。輸出者（輸入者）、通関業者、税関、貿易相手及び品目という5つのうち自由化制度の利用に最も影響のある変数は通関業者であり、輸出においては約81%、輸入においては約61%のサンプル内の自由化率の変動を説明していた。次に税関、そして輸出入者と続いたが、前者は輸出においては約57%、輸入においては約28%と、輸出入で自由化制度利用への影響が大きく異なった。また、組合せた変数の影響に着目すると、自由化制度利用のばらつきの大部分（輸出においては約96%、輸入においては約86%）は、輸出者（輸入者）、通関業者及び税関という3つの変数の組合せで説明されるという結果が得られた。

また、一部の変数ペアについては、各変数の単純和を大きく上回る決定係数が得られた。具体的には、輸出入者（輸出：約33%、輸入：約28%）と貿易相手（輸出：約8%、輸入：約5%）を組合せた「輸出入者・貿易相手」のペア（輸出：約57%、輸入：約48%）について、輸出入とも15%ポイント程度の影響度合いの

増加が確認され、他にも輸入について、輸入者（約28%）と税関（約28%）のペア「輸入者・税関」（約67%）には10%ポイント程度の影響度合いの増加が確認された。

自由化制度の利用有無は、申告毎の判断の結果決まることを踏まえると、分析結果は、自由化制度の利用は輸出入する品目や貿易相手ベースではなく、通関業者や申告税関、輸出入者という輸出入実務を取扱う者、とりわけ通関業者ベースで決められていることを示唆している。通関業者について、そもそも輸出入者がAEOを取得している場合を除き、自由化制度の利用には通関業者がAEOを取得していることが必要であり、また輸出入事務の効率化やコスト削減等を目的とした通関業者としての判断等もあるところ、自由化制度利用の多寡が、通関業者（営業所）によりばらつくことは想像に難くない¹⁵⁾。また、税関も比較的高い説明力を有していたことは、自由化申告が一部税関官署に集中して行われていることを示唆しており、貿易関連事業者は自由化申告を行う際、各税関官署の利便性の高さや自由化申告処理キャパシティ（ノウハウやマンパワー等）を評価している可能性が考えられる。この点、輸入者と申告税関の間には組合せによる説明力の増加が確認されたところ、特定の輸入者が特定の税関に対して自由化申告を行っているケースが存在することを示唆している。ただし、他にも数パターン確認された、組合せによる自由化制度利用の「相乗効果」は、興味深い結果ではあるものの、その背景メカニズムの解明には、より詳細な、そして要すればより個別具体的な分析が必要であろう。

14) これらの分析の頑健性を確認するため、(1) 品目の定義を申告単価からHSコード（代表税番4桁）に変更して構築した変数に基づく分析、(2) 税関の定義を申告税関から蔵置税関に変更して構築した変数に基づく分析、(3) 分析期間を2019年から2021年に変更して構築した変数に基づく分析、(4) 分析対象を自由化対象申告に限定した上で構築した変数に基づく分析も行った。以上の分析の結果は補論1の表A1参照。

15) 通関業者による自由化制度利用の判断の一例として、FedEx（2018）によれば、通関業者であるフェデラルエクスプレスジャパン合同会社は2018年8月、自由化制度を利用することにより、すべての乗入れ空港で取扱う貨物の輸出入申告を東京税関本関に一括したことを発表した。

表3 各変数及び変数ペアの自由化制度利用への影響の推定

	(輸出)	(輸入)
各変数		
輸出入者, i	0.328	0.280
通関業者, j	0.807	0.608
税関, k	0.572	0.278
貿易相手, l	0.077	0.052
品目, m	0.012	0.006
変数ペア		
輸出入者 - 通関業者, ij	0.912	0.810
輸出入者 - 税関, ik	0.810	0.673
輸出入者 - 貿易相手, il	0.565	0.480
輸出入者 - 品目, im	0.284	0.148
通関業者 - 税関, jk	0.875	0.674
通関業者 - 貿易相手, jl	0.839	0.643
通関業者 - 品目, jm	0.814	0.611
税関 - 貿易相手, kl	0.622	0.345
税関 - 品目, km	0.583	0.283
貿易相手 - 品目, lm	0.105	0.061
輸出入者 - 通関業者 - 税関, ijk	0.956	0.858
サンプルサイズ		
輸出入者, i	214,955	2,322,773
通関業者, j	1,729	1,803
税関, k	177	179
貿易相手, l	458	347
品目, m	998	1,000

(出所) 輸出入申告データを元に筆者作成

(注1) マニフェスト申告は分析対象から除外。

(注2) 通関業者の単位は営業所、税関の単位は申告税関官署、貿易相手の単位は相手国・地域×輸送形態（海上貨物または航空貨物）、品目の単位は申告単価（KG単価）カテゴリー。

(注3) 輸出と輸入でサンプル数に大きな違いが生じている理由は、本分析では輸出入者番号を保有しない者（通販貨物の輸入者となる一般の消費者等が含まれる。）による申告も対象としており、輸入において当該申告の割合が大きいためである。

Ⅵ. 自由化制度の導入結果に関する分析

本節では、自由化制度の導入の結果について、まずは物流動向、具体的には港・税関間における輸出入貨物の移動距離がどのように変化したかを明らかにし、その後、報道等で指摘されている自由化制度の通関業務集約効果について、通関業務に係る税関と通関業者それぞれの

観点から分析した。

Ⅵ-1. 港湾と税関官署の距離の変化

自由化制度の利用により、貿易関連事業者は自己にとって都合の良い申告官署や蔵置官署を選択することが可能となった。貨物を物理的に

移動させるためには、輸送費用がかかるため、当該事業者は自由化制度を利用することにより当該費用の最適化を行うのではないかと、より具体的には、自由化制度を利用する場合、港湾から蔵置官署の距離が変化するのではないかと、という仮説の下、海上貨物・航空貨物及び輸出・輸入の別に、自由化申告と非自由化申告それぞれについて、港湾・蔵置官署間距離、蔵置官署・申告官署間距離を計算し、グラフにより可視化した。計算にあたっては、各港湾や税関官署の緯度・経度の情報から、自由化制度導入前の2016年から2021年までの各年について、各申告における当該2地点間距離（直線距離）の平均値を求めた。

図6に輸出貨物に係る港湾・蔵置官署間及び蔵置官署・申告官署間の平均距離を示している。自由化制度導入前の2016年については、船積港と蔵置官署の間の平均距離のみを示している一方で、自由化制度導入後の2017年以降については、自由化申告を利用した申告については、船積港と蔵置官署の間の平均距離のみならず蔵置官署と申告官署の間の平均距離を示している。また、比較のために、2017年以降も非自由化申告の船積港と蔵置官署の間の平均距離も示している。結果、海上貨物（図6左）については、非自由化申告の場合の船積港と蔵置官署の間の平均距離が20kmから25kmをほぼ横ばいで推移しているのに対して、自由化申告については船積港と蔵置官署の間の平均距離が10km程度に減少した一方、蔵置官署と申告官署の間の平均距離が7kmから20km程度に徐々に伸びており、全体での平均距離の延伸のほとんどが蔵置官署と申告官署の平均距離の延伸によるものであった。図6右に示されている航空貨物では、非自由化申告の場合の船積港と蔵置官署の間の平均距離が40kmから60km前後のほぼ横ばいで推移しているのに対して、自由化申告については、海上貨物と同様、船積港と蔵置官署の間の平均距離が20km以下（2021

年のみ40km程度）に減少し、蔵置官署と申告官署の間の平均距離が顕著に拡大している。具体的には、2017年時点では蔵置官署と申告官署の間の平均距離は約50kmだったが、2019年には約210kmまで拡大し、その後やや距離が縮小するものの、2021年時点で約140kmの距離を記録している¹⁶⁾。

図7には輸入貨物の港湾・官署間平均距離を図示している。平均距離の時系列の変動については取卸港と蔵置官署の間の平均距離が減少するなど輸出貨物の場合と同様の傾向が示されている。一方で、自由化申告貨物の平均距離の拡大は輸出の場合よりも大きく、海上貨物の場合は蔵置官署と申告官署の間の平均距離が最長で約50km（2021年）、航空貨物の場合は最長で約350km（2019年）となっている。

これらの結果から、自由化制度の利用により、貿易関連事業者がより港湾に近い蔵置官署を選択するような行動変容が発生したことが示唆される。脚注2の通り輸出入申告行為は原則電子的に行われるため、物理的な距離とコストは無関係と考えられる一方、自由化制度の導入より港湾に近い場所に貨物を蔵置するという選択肢が与えられたことで、貨物を物理的に運搬するコストを最適化している可能性が考えられる。

Ⅵ-2. 通関業務の集約

自由化制度の導入以前、通関業者営業所の営業区域は、通関業法に基づき、業務実施を届出した税関の管轄区域内に制限されていた（以下、「営業区域制限」という。）が、自由化制度の導入に併せ、関税局・税関は2017年10月、営業区域制限を廃止した。本制度改正により、AEOを取得しているか否かにかかわらず、すべての通関業者は全国の税関官署に輸出入申告を行うことが可能となり、営業所を設置していない地域への進出やサービスの多様化等を図ることが可能となった（財務省、2020c, 1頁）。

日本通関業連合会のアンケート調査（一般社

16) 東京・名古屋間の直線距離が250km程度、東京・大阪間の直線距離が400km程度である。

図6 輸出貨物に係る港湾—蔵置官署間距離及び蔵置官署—申告官署間距離

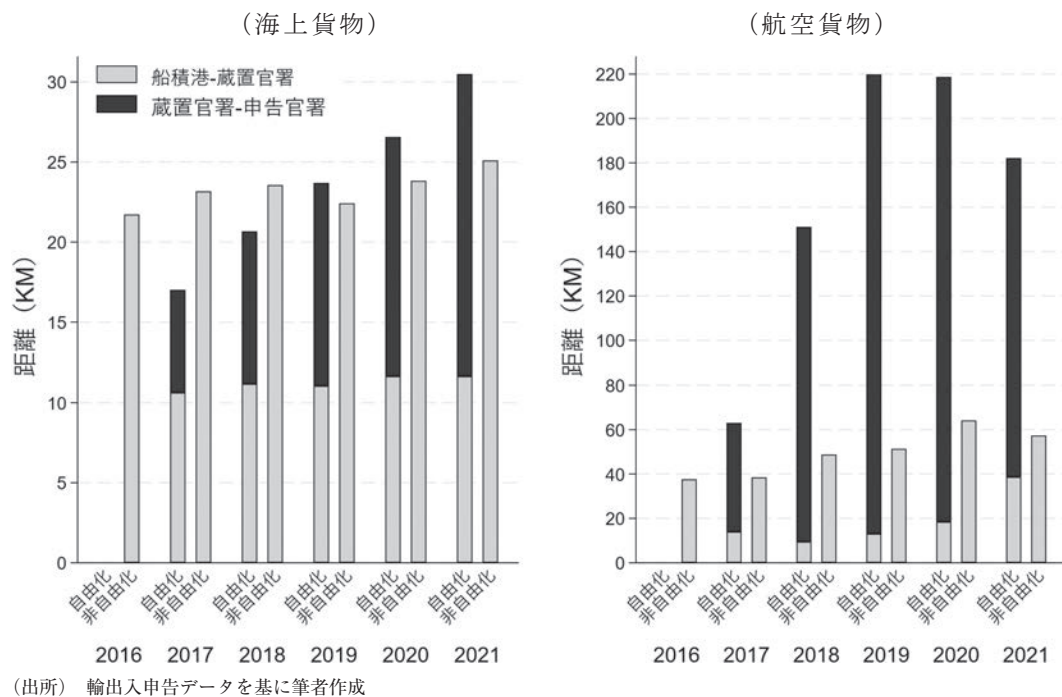
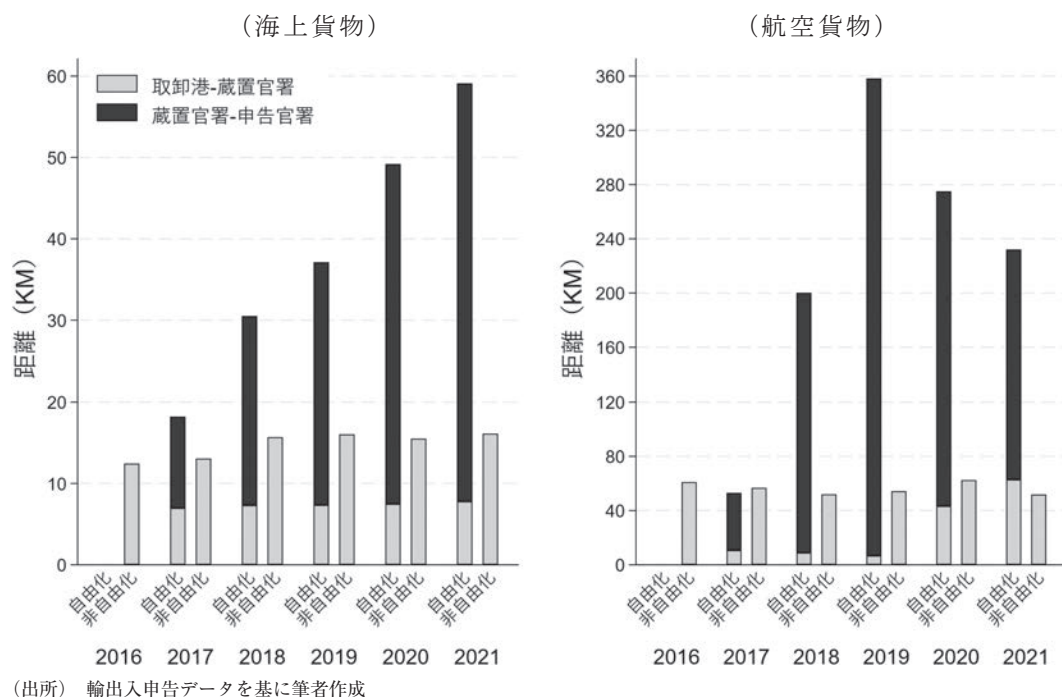


図7 輸入貨物に係る港湾—蔵置官署間距離及び蔵置官署—申告官署間距離



団法人日本通関業連合会、2020）によれば、自由化制度を利用する AEO 通関業者の 34% が業務の効率化やコスト削減のため、申告官署の集約を行ったと回答している他、通関業者の 17% が通関営業所の集約を行ったと回答している。また、AEO 通関業者は自社の利便性や取扱貨物に合わせて、柔軟に申告先を変更・集約できるようになった他、人員配置の効率化を図るための通関営業所の集約・統合も可能になったとの報道もある（カーゴニュース、2020）。

これらの定性的な情報から、自由化制度実施に関連して税関官署や通関業者営業所の利用状況に変化が生じていることがうかがえる。本項では、以上の変化について、データに基づいた定量的な検証を試みた。

Ⅵ-2-1. 自由化制度導入前後における利用官署の集約

利用官署の集約に関して、まずは自由化制度導入前後で利用される官署の数にどのような変更があったかを把握するため、2016 年（自由化制度導入前）における利用官署数が一定以上（10 官署以上とした。）あり、2018 年（自由化制度導入後）に輸出入実績がある者について、制度導入前後の利用官署数の比率：

$$\frac{\text{申告(または蔵置)官署数}_{i,2018}}{\text{官署数}_{i,2016}} \quad (5)$$

を計算した¹⁷⁾。ただし、分子は輸出入者 i が 2018 年に利用した申告（または蔵置）官署の数であり、分母は輸出入者 i が 2016 年に利用した官署の数である¹⁸⁾。当該変数について分布を図示し、中央値を算出した。

図 8 が（5）式の変数に関する自由化申告と非自由化申告それぞれの分布であり、輸出申告の場合の分布を左に、輸入申告の場合の分布を

右に示している。輸出と輸入それぞれにおいて、申告官署数の比率（分子が申告官署のケース）の分布を上グラフに、蔵置官署数の比率（分子が蔵置官署のケース）の分布を下グラフに示している。これらの図から、輸出及び輸入並びに申告官署及び蔵置官署いずれも同様の傾向として、自由化申告に係る官署数が顕著に減少したことが確認された。非自由化申告に係る官署数は多くが微減であるが、自由化申告に係る官署数は 2016 年比で比率 0.5 以下に集中しており、中央値を見ると官署数は半分以上減少していた¹⁹⁾。

各輸出入者の申告官署の変化と蔵置官署の変化の関係を散布図で示したものが図 9 であり、申告官署の変化と蔵置官署の変化の間には正の相関があることが確認された。つまり、申告官署を集約している輸出入者は、同時に蔵置官署も集約しているということである。また、申告官署数の比率も蔵置官署数の比率も 1 以下の範囲に収まっている企業が大多数であることから、ヒストグラムで観察された集約化の事実を改めて確認できる。さらに、散布図内の最良のあてはめ直線はどちらの図でも 45 度線よりやや緩やかな傾きを示していた。

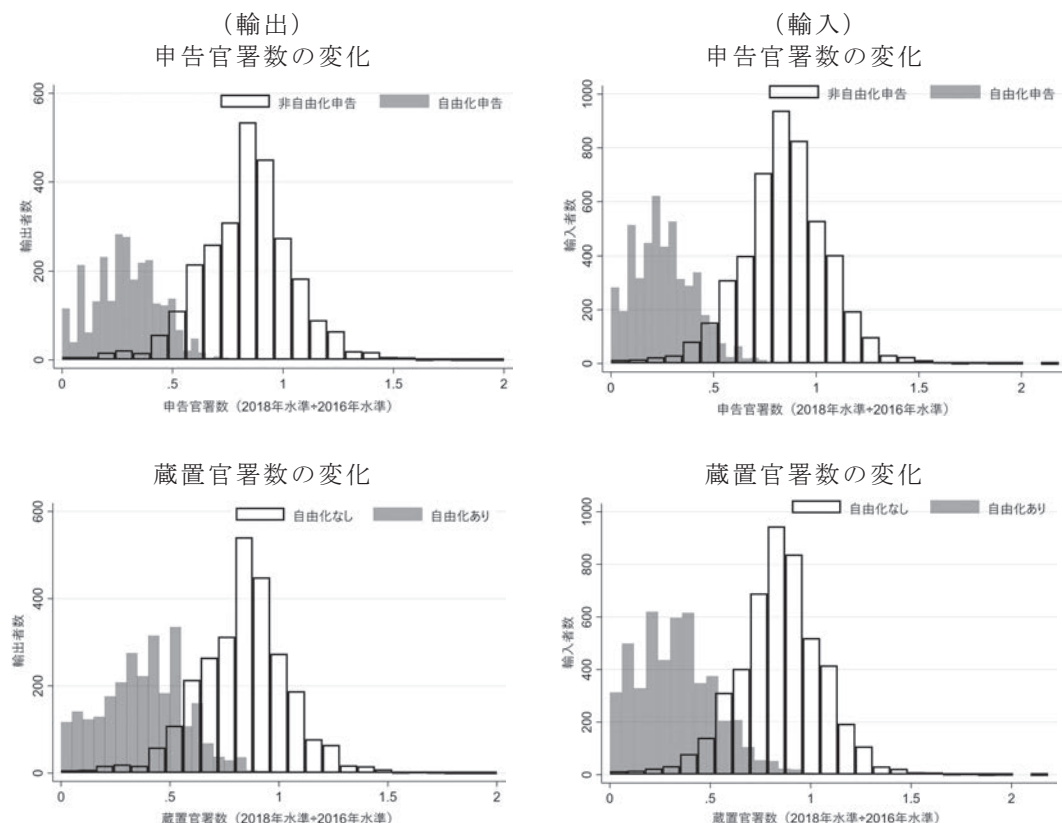
自由化制度と利用官署集約の関係について、「『申告官署』の自由化」というその制度名称もあり、利用により貿易関連事業者の輸出入申告に関連する業務の集約が行われ、結果申告官署が集約（申告官署数が減少）することは想像に難くないが、以上の分析結果から、申告官署のみならず蔵置官署も集約されていたことが判明した。また、蔵置官署の集約よりも申告官署の集約の方がやや進んでいることもうかがえる。本分析から、貿易関連事業者が自由化制度の仕組みを最大限活用し、申告先や蔵置先を柔軟に変更・集約することで、業務の効率化やコ

17) 輸出者の数は 2,677、輸入者の数は 4,818 であった。

18) 自由化制度の導入前である 2016 年においては、申告と蔵置を同一の官署で行う必要があったため、申告官署の数と蔵置官署の数は等しい。

19) 図 8 において自由化申告の官署数の比率がゼロである輸出入者がそれなりに存在することは、例えば輸入頻度が少ない者等、自由化制度を利用していない者が相当程度いることを示唆していると考えられる。

図8 制度導入前後での申告・蔵置官署数の比率分布



- (出所) 2016年に利用した申告・蔵置官署が10か所以上の輸出入者を対象としている。輸出入申告データを基に筆者作成
- (注1) 輸出において、「2018年の申告官署数÷2016年の申告官署数」の中央値は、非自由化申告で0.83、自由化申告で0.30。
「2018年の蔵置官署数÷2016年の蔵置官署数」の中央値は、非自由化申告で0.83、自由化申告で0.38。
- (注2) 輸入において、「2018年の申告官署数÷2016年の申告官署数」の中央値は、非自由化申告で0.83、自由化申告で0.25。
「2018年の蔵置官署数÷2016年の蔵置官署数」の中央値は、非自由化申告で0.84、自由化申告で0.31。

スト削減等を追求しているという実態が浮かび上がる²⁰⁾。

Ⅵ-2-2. AEO取得状況別の利用官署集約

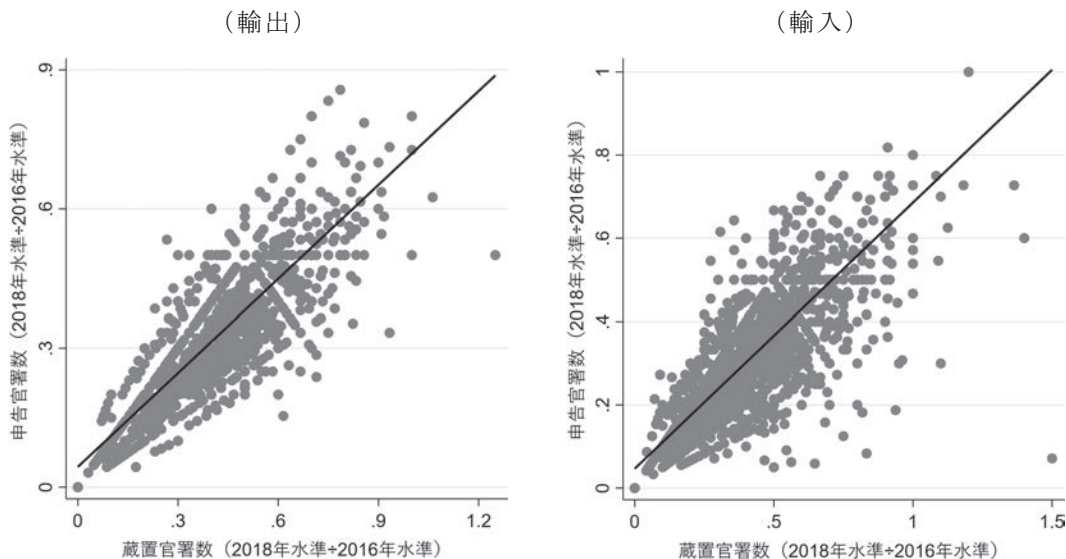
前項では、税関官署数の変化を全般的に確認したが、本項ではAEOのカテゴリー別（AEO

通関業者、AEO輸出入者、AEO通関業者かつAEO輸出入者等）に細分化して、それぞれのカテゴリーにおける自由化制度導入前後の申告官署数と蔵置官署数の比率を計算し、集約傾向に差異があるかを確認した。

表4に、輸出及び輸入それぞれにおける申告

20) 自由化制度は一部のAEO事業者には非蔵置官署への輸出入申告を認めるものであり、「申告官署の自由化」はもちろん、「蔵置官署の自由化」も制度上可能である。例えば、台風のような災害時、自由化制度の活用により「申告業務を行う事業所が被災し職員の出勤ができなくなったため、貨物の蔵置場所（蔵置官署）は変えないが申告業務の実施場所を変更し併せて申告官署を変える」ことも、「蔵置場所が被災したため、申告業務を行う事業所（申告官署）は変えないが蔵置場所を被災地域外に変更し蔵置官署を変える」ことも可能である。

図9 制度導入前後での申告・蔵置官署数変化の関係



(出所) 輸出入申告データを基に筆者作成

(注) 横軸は「2018年における利用蔵置官署数÷2016年における利用官署数」で、縦軸は「2018年における利用申告官署数÷2016年における利用官署数」。左の散布図のサンプルサイズは2,677、決定係数は0.76。右の散布図のサンプルサイズは4,818、決定係数は0.74。

官署数及び蔵置官署数の比率の平均値を、AEO カテゴリー毎に整理して記載した。全体として、自由化制度の利用により統計的に有意に申告及び蔵置官署数が減少していた。特にAEO 輸出入者による自由化申告において、利用官署数の減少が顕著であることが確認され、それ以外のカテゴリーでも、自由化申告の利用によって利用官署数は概ね半減していることが認められた。また、輸出と輸入のいずれにも従事している者については、自由化による利用官署数の減少がより大きいことがわかった。

Ⅵ-2-3. 集約傾向に係る回帰分析

本項では、前項までに確認した利用官署の集約がどのような要素（前項で確認したAEO取得状況を含む）と相関が強いかを、回帰分析の手法を用い確認した。前節同様、分析の対象を一般申告に限定し、2018年から2021年までの

期間における「輸出入者-輸送モード（海上輸送または航空輸送）」のパネルデータを作成した上で、これを用いて輸出入者固定効果及び年固定効果を制御した固定効果モデルを推定した²¹⁾。

輸出における具体的な回帰式は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} \ln(C_{fmt}^{k, Export}) = & \beta_0 + \beta_1 D_{fmt}^{Jiyuka} + \beta_2 D_{ft}^{AEO-Broker} \\ & + \beta_3 D_{ft}^{AEO-OWN} + \beta_4 D_{ft}^{AEO-Broker-OWN} \\ & + \beta_5 D_m^{Sea} + \beta_6 (D_{fmt}^{Jiyuka} \times D_{ft}^{AEO-Broker}) \\ & + \beta_7 (D_{fmt}^{Jiyuka} \times D_{ft}^{AEO-OWN}) + \beta_8 \ln(V_{fmt}^{Export}) \\ & + \beta_9 \ln(N_{fmt}^{Export}) + \phi_f + \phi_t + \varepsilon_{fmt} \quad (6) \end{aligned}$$

ただし $C_{fmt}^{k, Export}$ は、企業 f が t 年にモード m （海上輸送または航空輸送）で輸出する際に用いた官署 k （申告官署または蔵置官署）の数で、 D_{fmt}^{Jiyuka} は企業 f が t 年にモード m の輸出で一度でも自由化申告をした際に1をとるダミー変

21) 年によっては輸出入実績のない輸出入者がいることからバランスしていないパネルデータである。

表4 AEO カテゴリー毎の官署数比率

(輸出)					
2016年の2018年の官署数の比較		平均値		Wilcoxon の符号付検定で検証	
		非自由化	自由化	z 値	p 値
非 AEO 以外全体 (N=1,227)	申告官署	0.88	0.42	30.117	0.000
	蔵置官署	0.88	0.54	28.142	0.000
AEO 通関業者 (N=1,027)	申告官署	0.89	0.44	27.517	0.000
	蔵置官署	0.89	0.56	25.735	0.000
AEO 輸出者 (N=82)	申告官署	0.75	0.05	7.866	0.000
	蔵置官署	0.74	0.06	7.843	0.000
AEO 通関業者かつ AEO 輸出者 (N=118)	申告官署	0.88	0.48	9.374	0.000
	蔵置官署	0.88	0.63	7.919	0.000
(輸入)					
2016年の2018年の官署数の比較		平均値		Wilcoxon の符号付検定で検証	
		非自由化	自由化	z 値	p 値
非 AEO 以外全体 (N=1,767)	申告官署	0.92	0.43	36.225	0.000
	蔵置官署	0.92	0.56	33.344	0.000
AEO 通関業者 (N=1,657)	申告官署	0.92	0.44	35.072	0.000
	蔵置官署	0.92	0.57	32.333	0.000
AEO 輸入者 (N=53)	申告官署	0.71	0.04	6.334	0.000
	蔵置官署	0.71	0.07	6.326	0.000
AEO 通関業者かつ AEO 輸入者 (N=57)	申告官署	0.94	0.49	6.491	0.000
	蔵置官署	0.94	0.68	4.939	0.000
(輸出入)					
2016年の2018年の官署数の比較		平均値		Wilcoxon の符号付検定で検証	
		非自由化	自由化	z 値	p 値
輸出入いずれも従事している事業者 (N=2,713)	申告官署	0.85	0.30	45.095	0.000
	蔵置官署	0.85	0.38	44.813	0.000

(出所) 輸出入申告データを基に筆者作成

(注) Wilcoxon の符号付検定は、自由化申告利用の有無により 2016 年と 2018 年の利用官署数の比率に差があるかを検証している。

数、 $D_{ft}^{AEO-Broker}$ は t 年に一度でも AEO 通関業者を通じた輸出をした際に 1 をとるダミー変数、 $D_{ft}^{AEO-OWN}$ は企業 f 自身が t 年に AEO を取得済みであるときに 1 をとるダミー変数、 $D_{ft}^{AEO-Broker-OWN}$ は t 年に一度でも AEO 通関業者を通じた輸出をしておりかつ自身も AEO 取得済みである場合に 1 をとるダミー変数である。 D_m^{Sea} はモードが海上輸送のときに 1 をとるダミー変数、 V_{fmt}^{Export} は企業 f が t 年にモード m で輸出した額、 N_{fmt}^{Export} は輸出申告の件数であ

る。 ϕ_f は輸出者固定効果、 ϕ_t は年固定効果、 ε_{fmt} は誤差項である。回帰式には、自由化申告ダミーと AEO 通関業者ダミーの交差項($D_{fmt}^{Jiyuka} \times D_{ft}^{AEO-Broker}$)及び自由化申告ダミーと AEO 輸出者ダミーの交差項($D_{fmt}^{Jiyuka} \times D_{ft}^{AEO-OWN}$)も導入されている²²⁾。同様の回帰式を輸入においても推定した。

推定結果を表 5 に示している。まず輸出面では、列 (1) 及び (2) に示されているように、期間中に自由化制度を利用するようになった企

業は、利用する申告官署の数を約26%減少 ($\exp(-0.295) - 1 = -0.255$, 以下同様。) させ、利用する蔵置官署の数を約16%減少させていることがわかった。AEO 通関業者を利用するようになった輸出企業も、申告官署数を約3%、蔵置官署数を約4%減少させている。AEO を取得した輸出企業は、申告官署数については統計的に有意な減少は見られないが、蔵置官署は約12%減少させており、統計的に約10%水準で有意である。さらに、自由化申告ダミーとAEO 輸出者ダミーの交差項の係数は列(1)及び(2)ともにマイナスで有意である。推定された係数によると、自らAEO を取得して自由化制度を利用するようになった輸出企業は申告官署数を約53%減らし、蔵置官署数を約47%減らしたことを示唆している²³⁾。一方で、自由化申告ダミーとAEO 通関業者ダミーの交差項の係数は正で、かつ統計的に有意であった。しかし、自由化申告ダミーの係数との足し算は申告官署と蔵置官署いずれもマイナスである。つまり、AEO 通関業者を通じて自由化申告をするようになった企業は、利用する官署の数は減らしているものの、自らAEO を取得して自由化申告を行うようになった輸出者に比較して利用する税関官署の集約度合い(減少幅)が小さいということである。

列(3)及び(4)は輸入における申告官署及び蔵置官署の数を被説明変数として推定した結果であり、輸出とほぼ同様の結果が得られた。ただし、集約の程度は輸出よりも輸入の方が大きく、自由化申告をするようになった企業は、申告官署数を約26%減らし、蔵置官署数を約

9%減らしていた。自由化申告ダミーとAEO 輸入者ダミーの交差項の係数を基に計算すると、自らAEO を取得して輸入の自由化申告をするようになった企業は、申告官署を約61%減らし、蔵置官署を約52%減らしたことが示された²⁴⁾。これらの結果は、図9にて示した蔵置官署よりも申告官署の方が集約化の程度が大きいという結果と整合的である。

この結果から、自由化制度の利用によって、申告官署及び蔵置官署いずれも有意に利用数が減少したが、相対的に申告官署の減少と自由化制度利用の相関が強いことが認められた。前項のAEO 取得状況別の分析結果において、AEO 輸出入者では自由化制度利用による利用官署数の減少度合いが顕著に大きくなったことを合わせて考えると、自由化制度の利用によって最も行動の変容が生じたのはAEO 輸出入者であったことが示唆された。

VI-2-4. 自由化制度導入前後における通関業者営業所の集約

前項までの分析により、自由化制度導入によって輸出入者が利用する申告官署と蔵置官署の集約化が起きていることが示された。輸出入申告の需要サイド(輸出入者)の変化に対応して、供給サイド(通関業者)も営業所数を調整させていることが想像できる²⁵⁾。そこで本項では、供給サイドに焦点を当て、自由化制度の導入が通関業者の営業所数にどのような影響を与えたのかを検証する。

まず、前出のアンケート結果や報道にて言及されている通関業者営業所の集約が、実際に行

22) 自由化申告はAEO を取得している通関業者か、AEO を取得している輸出入者のみが利用できる制度であるため、「自由化申告ダミー」と、「(自由化申告ダミー)×(AEO 通関業者ダミー)と(自由化申告ダミー)×(AEO 輸出入者ダミー)」は完全に多重共線すると思われるかもしれない。しかし、本分析において自由化申告は海上輸送貨物と航空輸送貨物それぞれに定義されるため、例えば、同じ輸出入者でも海上輸送貨物には自由化申告を利用せず、航空輸送貨物には自由化申告を利用するということがありうるため、両方の交差項の係数を推定することができる。

23) これらの数字は、 $\exp(-0.295 - 0.455) - 1 = -0.528$, $\exp(-0.173 - 0.461) - 1 = -0.469$ の計算による。

24) これらの数字は、 $\exp(-0.306 - 0.643) - 1 = -0.613$, $\exp(-0.091 - 0.649) - 1 = -0.523$ の計算による。

25) 逆に、供給サイド(通関業者)が営業所数を調整させたことに反応して、需要サイド(輸出入者)が利用する官署の数を調整させた可能性はもちろん否定できない。

表5 集約傾向に係る回帰分析結果

	輸出			輸入	
	ln(申告官 署数) (1)	ln(蔵置官 署数) (2)		ln(申告官 署数) (3)	ln(蔵置官 署数) (4)
自由化申告ダミー	-0.295*** (0.019)	-0.173*** (0.022)	自由化申告ダミー	-0.306*** (0.032)	-0.091** (0.036)
AEO 通関業者ダミー	-0.030*** (0.002)	-0.044*** (0.002)	AEO 通関業者ダミー	-0.090*** (0.001)	-0.101*** (0.001)
AEO 輸出者ダミー	-0.097 (0.078)	-0.131* (0.078)	AEO 輸入者ダミー	0.030 (0.058)	-0.008 (0.070)
AEO 輸出者かつ AEO 通関業者ダミー	0.041 (0.075)	-0.006 (0.075)	AEO 輸入者かつ AEO 通関業者ダミー	0.094* (0.055)	0.045 (0.065)
海上貨物ダミー	0.047*** (0.002)	0.043*** (0.002)	海上貨物ダミー	-0.039*** (0.002)	-0.049*** (0.002)
自由化申告ダミー×AEO 通関業者ダミー	0.154*** (0.019)	0.085*** (0.022)	自由化申告ダミー×AEO 通関業者ダミー	0.177*** (0.032)	0.036 (0.036)
自由化申告ダミー×AEO 輸出者ダミー	-0.455*** (0.042)	-0.461*** (0.055)	自由化申告ダミー×AEO 輸入者ダミー	-0.643*** (0.065)	-0.649*** (0.086)
ln（輸出額）	0.022*** (0.000)	0.022*** (0.000)	ln（輸入額）	0.023*** (0.000)	0.027*** (0.000)
ln（輸出申告件数）	0.116*** (0.001)	0.123*** (0.001)	ln（輸入申告件数）	0.132*** (0.001)	0.137*** (0.001)
サンプルサイズ	681,637	681,637	サンプルサイズ	1,248,650	1,248,650
決定係数	0.249	0.252	決定係数	0.296	0.291
年固定効果	Yes	Yes	年固定効果	Yes	Yes
輸出者固定効果	Yes	Yes	輸入者固定効果	Yes	Yes

（出所） 輸出入申告データを基に筆者作成

（注） 括弧内は不均一分散に頑健な標準誤差。***, **, *はそれぞれ1%水準, 5%水準, 10%水準で有意であることを示す。
分析対象期間は2018年から2021年。全ての回帰式に定数項が含まれているが表には示していない。

われたか、行われた場合どのタイミング・どの程度の集約が行われたのかを明らかにするため、制度改正の前後約3年となる2015年から2020年の期間における、月次の通関業者営業所数データを作成し、自由化制度導入前後における通関業者営業所数の増減状況をグラフにより確認した²⁶⁾。図10に、2015年1月水準を1とした全通関業者営業所の数の推移、AEO通関業者の営業所数の推移、自由化制度の利用経験がある通関業者の営業所数の推移を示してい

る²⁷⁾。全体的な通関業者営業所数の推移を見ると、若干の上下変動はあるものの6年間で約4%減少しており、減少トレンドは自由化制度が導入された2017年10月以降に強まったことが観察できる²⁸⁾。

営業所数全体の推移と比較すると、AEO通関業者の営業所数は、減少幅はやや大きいものの全体と同様の減少トレンドであった²⁹⁾。一方で、自由化制度の利用経験がある通関業者の営業所数は、全体の傾向と大きく異なり、2015

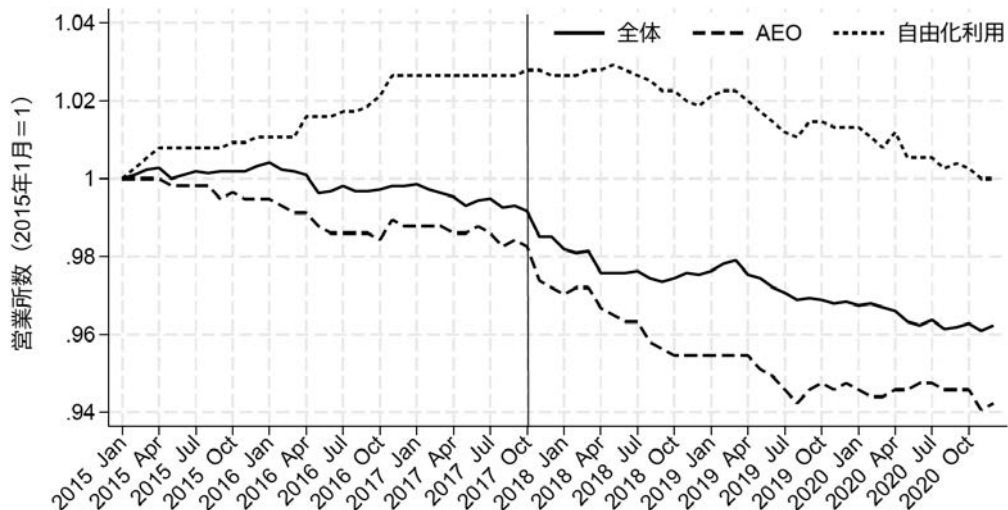
26) 通関業者営業所の新設許可やその消滅に関する情報は税関のウェブサイトにおいて公告されている。

27) 本分析において、「AEO通関業者」は分析期間（2015年から2020年）において継続的にAEO（通関業）を取得している通関業者、「自由化制度の利用経験がある通関業者」は分析期間において輸出入どちらかで自由化申告を1回以上利用した通関業者と定義した。

28) 通関業者の数自体は、同期間で1.06倍に増加していた。

29) 通関業者の数自体は、同期間でほぼ横ばい（1.01倍）であった。

図 10 自由化制度導入前後における通関業者営業所数の推移



(出所) 輸出入申告データ及び財務省より提供を受けた通関業者営業所数データを基に筆者作成

(注) 自由化制度導入のタイミング (2017 年 10 月 8 日) を縦線で示している。

年以降少しずつ増加し、2017 年 10 月頃をピークに近年は減少していた。

分析の結果から、通関業者営業所の集約について、通関業者全体を見たとき、者数は増加しているにもかかわらず営業所数は減少しており、AEO 通関業者に限定した分析でも同様の傾向が得られた。特に、2017 年 10 月の制度改革、具体的には自由化制度の導入及びそれに併せた営業区域制限の廃止の前後において、営業所数の減少トレンドの変化が統計的に確認され、当該制度改革が通関業者営業所の集約に影

響したことが示唆される³⁰⁾。一方、自由化制度を利用する通関業者に限定すると、営業所数が減少ではなく増加のトレンドを示したことについて、自由化制度を積極的に利用する通関業者は、当該制度改革を業務集約ではなく事業拡大の機会と捉え、その結果、一部営業所数を増加させた可能性がある。また、当該営業所数の増加は 2017 年 10 月よりかなり前から見られていることから、自社に益する制度改革に関するアナウンスに敏感に反応した可能性が考えられる。

VII. おわりに

自由化制度は、それまでの「輸出入申告は蔵置官署に対して行う」という大原則を条件付きで緩和した、近年の税関行政の一大転換点ともいえる施策である。本稿は、輸出入申告データ

のデータ項目を最大限活用し、当該制度利用について「実態」、「要因」及び「結果」という 3 つの切り口から定量的な分析を行い、自由化制度利用の背後にあるダイナミクスの解明を試み

30) 営業所数の推移に関する統計的分析の結果については、補論 2 参照。

た、これまでにない研究である。

分析の結果、まずは利用実態について、2017年の自由化制度導入以降、輸出と輸入両方において当該制度の利用率（自由化率）が上昇しており、自由化申告により申告官署と蔵置官署を切り分けることのメリットを感じている貿易関連事業者が相当数存在することを示している。また、輸出入申告の特性や時期により自由化率は顕著に変動することが判明した。その上で、利用要因に関する分析の結果、通関業者が自由化制度の利用に係る判断において大きな役割を果たしており、他方で貿易相手や品目の情報は自由化率の変動をほとんど説明しなかったことを踏まえると、前述の自由化率の上昇や変動の背景には、通関業者の違いや行動変容があると考えられる。最後に、利用結果に関して、自由化申告を利用している輸出入者は、利用する税関官署の数を半分以上減少させ、特に申告官署の集約を図っていることが示された。また、通関業者も自由化制度導入以降に営業所の数を減らしていること等がわかり、自由化制度の通関業務集約効果が確認された。

今後の分析の課題の1つとして、内生性の処理が挙げられる。自由化制度の利用と官署集約

の間の強い相関が観察された分析（表5）では、輸出入者固定効果の利用や自由化制度を利用している輸出入者と利用していない輸出入者の比較等により、バイアスを生む可能性のある要素の大部分は制御できている。それでも、業務効率化等の観点から税関官署を集約したいという動機の強い輸出入者が自由化制度を利用する傾向にあるのか、外生的に自由化制度が開始されたことが官署の集約化を促しているのかまでは明らかにできていない。因果関係を理解するには、傾向スコアマッチングのような輸出入者の特性を制御した分析が必要になるだろう。

本分析により得られた自由化制度の利用状況に関する知見は、学術的価値を有するだけでなく、財務省・税関における今後の政策の検討や貿易関連事業者の日々の業務遂行に大きく資するものであり、また分析結果が示唆する本制度の通関業務効率化効果は諸外国に日本税関の施策のプレゼンスを示すものであると考える。今後は、さらに深い分析を通じて貿易関連事業者による自由化申告の選択メカニズムの解明を行うと同時に、自由化制度が日本の貿易に与えた影響を検証することが期待される。

参 考 文 献

一般社団法人日本通関業連合会（2020）「通関業法の実施状況等に関するアンケート調査結果について」<https://www.tsukangyo.or.jp/files/libs/577//202203251139538028.pdf>（2024年12月30日閲覧）
伊藤恵子，遠藤正寛，大久保敏弘，笹原彰，神事直人，松浦寿幸（2023）「輸出入申告データを利用した日本の国際貿易の実態の検証」PRI Discussion Paper Series, 23A-02.
カーゴニュース（2020）「申告官署自由化から3年、通関業の変化は…」<https://cargo-news.co.jp/cargo-news-main/2537>（2020年10月8日掲載，2024年12月30日閲覧）

財務省（2020a）「スマート税関構想2020」<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/smart/honbun.pdf>（2024年12月30日閲覧）
財務省（2020b）「最近の関税政策と税関行政を巡る状況」https://warpendl.go.jp/infondljp/pid/11657372/www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20201023/kana20201023siryo1.pdf（2024年12月30日閲覧）
財務省（2020c）「輸出入申告官署の自由化【Q&A】」https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/useful/03_jiyuka_qa.pdf（2024年12月30日閲覧）
財務省（2021）「第1回輸出入申告データを活用し

- た共同研究に関する有識者会議」https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kyoudou/haifu/20210915/shinkoku_20210915_02.pdf (2024年12月30日閲覧)
- 財務省 (2023)「第3. 通関手続の現状」『財政金融統計月報 関税特集』第856号.
- 財務省 (2024)「輸出入申告データを活用した共同研究の公募について (第4期)」https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kyoudou/public/index.html (2024年12月30日閲覧)
- 税関 (2024a)「通関手続等の迅速化」『関税レポート』(2024年8月現在) https://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/report/pdf/report_005j.pdf (2024年12月30日閲覧)
- 税関 (2024b)「AEO 制度」<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm> (2024年12月30日閲覧)
- 税関 (2024c)「輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて」<https://www.customs.go.jp/shiryō/20230707.htm> (2024年12月30日閲覧)
- 税関 (2024d)「外国貿易等に関する統計基本通達 別紙第1 統計国名符号表」<https://www.customs.go.jp/toukei/sankou/dgorder/a1.htm> (2024年12月30日閲覧)
- 日本貿易振興機構 (2017)「欧州関税法典 (UCC) に関する調査報告書—欧州共同体関税法典 (CCC) からの主な変更点—」https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/bbf064c61d2dad3/eu_ucc.pdf (2024年12月30日閲覧)
- 松本敬, 長谷川実也 (2022)「AEO 制度の活用と効果」日本貿易学会研究論文, 第11号, 133-148 頁.
- Coşar, A. Kerem and Banu Demir (2018) “Shipping Inside the Box: Containerization and Trade.” *Journal of International Economics*, 114 (September), pp. 331-345.
- European Union (2023) “COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2023/2879” <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32023D2879> (2024年12月30日閲覧)
- FedEx (2018)「フェデックス, 輸出入申告官署の自由化制度を利用した申告手続を開始」https://newsroom.fedex.com/newsroom/asia-pacific/fedex-express-leverages-japans-liberalized-customs-declaration-policy-for-its-customs-clearance-operations_jp (2024年12月30日閲覧)
- Fernandes, Ana M. Russell Hillberry, and Claudia Berg (2016) “Expediting Trade Impact Evaluation of an In-House Clearance Program.” *Policy Research Working Paper*, 7708.
- Medin, Hege (2021) “Customs Brokers as Intermediaries in International Trade.” *Review of World Economics*, 157, pp. 295-322.
- Wilson, John S. Catherine L. Mann and Tsunehiro Otsuki (2003) “Trade Facilitation and Economic Development: A New Approach to Quantifying the Impact.” *World Bank Economic Review*, 17 (3): pp. 367-389.
- Wilson, John S. Catherine L. Mann and Tsunehiro Otsuki (2005) “Assessing the Benefits of Trade Facilitation: A Global Perspective.” *The World Economy*, 28(6), pp. 841-871.

『「輸出入申告官署の自由化」制度の利用実態， 利用要因及び導入結果』の補論

補論1：自由化制度の利用要因に係る追加検証

本節では、本文第Ⅴ節の自由化制度の利用要因に関する分析で使用されている変数の定義を変更し、結果が大きく変わることがないか追加検証を行う。具体的には、（１）品目の定義を申告単価からHSコード（代表税番4桁）に変更して構築した変数に基づく分析、（２）税関の定義を申告税関から蔵置税関に変更して構築した変数に基づく分析、（３）分析期間を2019年から2021年に変更して構築した変数に基づく分析、（４）分析対象を自由化対象申告に限定した上で構築した変数に基づく分析を行った。

表A1に追加検証の結果が示されている。自由化制度の利用への影響に関する全体的な傾向は、本文第Ⅴ節の分析の結果から大きく変化す

ることはなかった。一方で、（２）の分析（税関の定義変更）の結果、新たに輸入において通関業者と蔵置官署の組合せによる増加効果（約14%）が確認される等、通関業者・蔵置官署ペアの高い説明力が確認された。また、（３）の分析（分析期間を2019年から2021年に変更）においては税関を除く4つの変数について説明力が上昇する等、顕著な結果が確認された。これは、導入後年月が経過し自由化制度の利用が普及することで、一部本文図5で示されているように、制度導入直後よりも多くの税関官署において広く自由化申告が行われるようになり、結果、税関官署間の利用率のばらつきが緩和された可能性を示唆している。

補論2：通関業者営業所数の時系列変動に係る構造変化の検証

本節では、本文の図10に示した通関業者営業所数の時系列の変動トレンドが、自由化制度の導入後に変化したかどうかを統計的に検証した。具体的には、構造変化点（ T_B ）の前後において通関業者営業所数の対数値（ $\ln y_t$ ）にどのような量的変化が生じたかを、以下の式を用いた回帰分析により分析にした。

$$\ln y_t = \alpha + \beta_1 t + \beta_2 (t \times D_t) + \varepsilon_t \quad (7)$$

ただし D_t は、 $1 \leq t \leq T_B$ のときに0、 $t > T_B$ のときに1をとるダミー変数である。 t はトレンド変数で、 ε_t は誤差項である。ここで、構造変化点は sup-Wald 検定により推定した。

表A2は、自由化制度導入直後（2017年11月）が構造変化点であるかどうかを検証した sup-Wald 検定の結果を示している³¹⁾。これによると、「構造変化がなかった」という帰無仮

31) 10月ではなく11月とした理由は、分析に用いた月次の通関業者営業所数データが月初めの数をカウントしているため。

表 A1 各変数及び変数ペアの自由化制度利用への影響の推定の追加分析

	決定係数							
	輸出				輸入			
	(1) 品目の 定義変更	(2) 税関の 定義変更	(3) 分析年を 2021 年に	(4) 自由化 対象申告 のみ	(1) 品目の 定義変更	(2) 税関の 定義変更	(3) 分析年を 2021 年に	(4) 自由化 対象申告 のみ
各変数								
輸出入者, i	0.204	0.327	0.432	0.330	0.220	0.273	0.368	0.327
通関業者, j	0.759	0.808	0.822	0.770	0.620	0.597	0.654	0.570
税関, k	0.429	0.260	0.547	0.572	0.227	0.208	0.187	0.280
貿易相手, l	0.037	0.076	0.142	0.049	0.061	0.054	0.106	0.079
品目, m	0.041	0.012	0.036	0.008	0.060	0.007	0.026	0.008
変数ペア								
輸出入者 - 通関業者, ij	0.867	0.912	0.929	0.897	0.796	0.786	0.840	0.797
輸出入者 - 税関, ik	0.703	0.672	0.790	0.809	0.617	0.652	0.667	0.694
輸出入者 - 貿易相手, il	0.381	0.566	0.635	0.568	0.365	0.467	0.548	0.532
輸出入者 - 品目, im	0.230	0.284	0.366	0.289	0.181	0.134	0.179	0.162
通関業者 - 税関, jk	0.840	0.940	0.872	0.852	0.684	0.939	0.716	0.642
通関業者 - 貿易相手, jl	0.789	0.840	0.859	0.809	0.641	0.631	0.718	0.608
通関業者 - 品目, jm	0.807	0.815	0.831	0.780	0.644	0.599	0.674	0.576
税関 - 貿易相手, kl	0.496	0.315	0.595	0.611	0.280	0.290	0.342	0.367
税関 - 品目, km	0.492	0.290	0.558	0.583	0.270	0.217	0.226	0.285
貿易相手 - 品目, lm	0.079	0.105	0.166	0.078	0.111	0.062	0.122	0.087
輸出入者 - 通関業者 - 税関, ijk	0.937	0.968	0.952	0.948	0.872	0.963	0.866	0.849
サンプルサイズ								
輸出入者, i	118,767	214,955	313,981	86,681	2,322,773	2,322,773	6,218,477	1,277,902
通関業者, j	1,726	1,729	1,662	1,335	1,803	1,729	1,736	1,397
税関, k	177	177	178	163	179	181	178	167
貿易相手, l	452	458	456	454	347	347	339	326
品目, m	1,182	998	995	996	1,302	1,000	989	1,000

(出所) 輸出入申告データを元に筆者作成

(注 1) マニフェスト申告は分析対象から除外。

(注 2) 通関業者の単位は営業所、税関の単位は (1), (3), (4) は申告税関官署, (2) は蔵置税関官署, 貿易相手の単位は相手国・地域×輸送形態 (海上貨物または航空貨物), 品目の単位は (1) は HS コード 4 桁 (代表税番), (2) から (4) は申告単価 (KG 単価) カテゴリー。

(注 3) 輸出と輸入でサンプル数に大きな違いが生じている理由は、本分析では輸出入者番号を保有しない者 (通販貨物の輸入者となる一般の消費者等が含まれる。) による申告も対象としており、輸入において当該申告の割合が大きいためである。

表 A2 構造変化点の検定 (sup-Wald 検定) の結果

サンプルサイズ	72 (2015 年 1 月～2020 年 12 月)
構造変化点	35 期目 (2017 年 11 月)
Supremum Wald 統計量	452.362
p 値	0.000

(出所) 輸出入申告データを元に筆者作成

(注) 帰無仮説は「構造変化はなかった」。

説が1%水準で棄却されており、自由化制度導入直後が構造変化点として確認されたことを表している。その上で、表 A3 は得られた T_B を用いた（7）式の回帰分析の結果を示している。

これによると、構造変化点の前後で営業所数の減少トレンドの傾きの絶対値が2倍（前：一か月あたり0.03%減少、後：一か月あたり0.06%減少）になっていたことが示されている。

表 A3 構造変化点前後における営業所数減少トレンドの変化（回帰分析の結果）

	t	-0.00030*** (0.00003)
	$t \times D_t$	-0.00031*** (0.00002)
	定数項	7.68*** (0.00066)
サンプルサイズ		72
F 値		2448
決定係数		0.98

（出所） 輸出入申告データを元に筆者作成

（注） 括弧内は不均一分散に頑健な標準誤差。***, **, * はそれぞれ1%水準, 5%水準, 10%水準で有意であることを示す。